

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

(第37期 第1四半期)

自平成21年4月1日

至平成21年6月30日

リゾートトラスト株式会社

(E03969)

第 37 期 第 1 四半期(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 6 月 30 日)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に基づく四半期報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織 (EDINET) を使用し提出したデータに目次および頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した監査報告書を末尾に綴じ込んであります。

リゾートトラスト株式会社

目次

第37期 第1四半期報告書

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	8
3 【経営上の重要な契約等】	8
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【株価の推移】	23
3 【役員の状況】	23
第5 【経理の状況】	24
1 【四半期連結財務諸表】	25
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38
四半期レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月12日

【四半期会計期間】 第37期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 リゾートトラスト株式会社

【英訳名】 RESORTTRUST, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 勝康

【本店の所在の場所】 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

【電話番号】 052 - 933 - 6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画・IR室長 相川 千絵

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区東桜二丁目18番31号

【電話番号】 052 - 933 - 6000(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画・IR室長 相川 千絵

【縦覧に供する場所】
リゾートトラスト株式会社 東京本社
(東京都渋谷区代々木四丁目36番19号リゾートトラスト東京ビル)
リゾートトラスト株式会社 大阪支社
(大阪市北区西天満四丁目15番18号 プラザ梅新)
リゾートトラスト株式会社 横浜支社
(横浜市港北区新横浜3-19-1 LIVMO ライジングビル3F)
リゾートトラスト株式会社 静岡支店
(静岡市葵区栄町三番地1 あいおい損保静岡第一ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第36期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第37期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第36期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	20,562	19,107	87,254
経常利益又は経常損失 () (百万円)	906	160	5,444
当期純利益又は 四半期純損失 () (百万円)	1,827	358	507
純資産額 (百万円)	52,137	57,345	50,798
総資産額 (百万円)	225,514	246,663	243,083
1株当たり純資産額 (円)	1,080.83	1,068.51	1,083.43
1株当たり当期純利益又は 四半期純損失 () (円)	37.46	7.77	11.10
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	22.9	20.0	20.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	273	1,365	6,114
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,286	1,039	4,776
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	11,271	5,040	6,506
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高 (百万円)	16,356	12,407	17,060
従業員数 (名)	4,715	4,655	4,330

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員数を表示しております。

3 第36期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載をしておりません。

4 第37期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載をしておりません。

5 第36期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載をしておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

持分法適用関連会社でありました(株)メイプルポイントゴルフクラブ、及び、(株)オークモントゴルフクラブの2社が連結子会社となりました。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株)メイプルポイントゴルフクラブ (注)4、6	山梨県上野原市	100	ゴルフ事業	9.5 (0.3) [40.1]	ゴルフ場内レストランの運営受託、 役員の兼任 1名
株)オークモントゴルフクラブ (注)4、6	奈良県山辺郡 山添村	100	ゴルフ事業	5.3 (0.1) [34.8]	ゴルフ場内レストランの運営受託、 役員の兼任 1名

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 2 議決権の所有割合欄の(内書)は、間接所有割合であります。
 3 議決権の所有割合欄の[外書]は、緊密な者等の所有割合であります。
 4 議決権の所有割合については、議決権のない優先株式を除いて算出しております。
 5 上記子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等は記載していません。
 6 有価証券報告書を提出しております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	4,655 (2,453)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	4,126 (1,234)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時雇用者(パートタイマー及び嘱託)の期中平均人数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの実態に則した内容を記載するため、生産実績及び受注実績に換えて収容実績、契約実績及び販売実績を記載しております。

(1) 収容実績

〔ホテルレストラン等事業〕

区分	前第1 四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)			当第1 四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)			
	収容能力 室 (人)	収容実績 人	室稼働率 %	収容能力 室 (人)	収容実績 人	室稼働率 %	
エクシブ	エクシブ京都 八瀬離宮	210 (95,550)	51,573	89.0	210 (95,550)	45,976	80.1
	エクシブ那須白河	58 (26,390)	11,072	73.7	58 (26,390)	11,163	73.0
	エクシブ浜名湖	193 (87,815)	32,388	61.9	193 (87,815)	28,787	54.0
	エクシブ初島クラブ	200 (69,160)	26,802	49.8	200 (69,160)	22,519	41.7
	エクシブ鳴門&S V&S V	179 (81,445)	32,407	66.2	179 (81,445)	28,216	57.5
	エクシブ蓼科	230 (104,650)	28,375	46.7	230 (104,650)	26,001	43.0
	エクシブ琵琶湖	268 (113,204)	36,989	53.6	268 (113,204)	31,741	45.4
	エクシブ山中湖&S V	252 (119,119)	28,874	47.6	280 (129,493)	34,628	51.1
	エクシブ淡路島	109 (48,685)	10,469	44.2	109 (47,615)	9,030	36.5
	エクシブ軽井沢&S V	240 (106,015)	27,350	48.7	240 (106,015)	26,681	45.1
	エクシブ白浜&アネックス	248 (107,653)	25,332	41.2	248 (107,653)	26,396	41.2
	エクシブ伊豆	227 (98,007)	17,519	34.8	227 (98,007)	16,403	32.8
	エクシブ鳥羽&アネックス	405 (172,081)	40,283	42.9	405 (172,081)	36,350	38.6
	エクシブ小計	2,819 (1,229,774)	369,433	51.7	2,847 (1,239,078)	343,891	47.2
サンメン バーズ	サンメンバーズリゾート	626 (248,703)	56,889	51.3	626 (248,703)	49,859	45.2
	サンメンバーズシティ	602 (100,282)	48,738	70.0	602 (86,450)	36,865	63.6
	サンメンバーズ小計	1,228 (348,985)	105,627	60.5	1,228 (335,153)	86,724	53.3
トラ ス テ イ	トラステイ神戸旧居留地				141 (18,837)	12,300	71.3
	トラステイ東京ベイサイド	200 (32,712)	18,455	77.5	200 (34,216)	17,908	74.0
	トラステイ心齋橋	211 (25,844)	22,478	94.4	211 (25,844)	20,122	86.8
	トラステイ名古屋栄	204 (23,933)	18,915	86.3	204 (23,933)	18,396	83.7
	トラステイ名古屋	250 (30,485)	21,071	80.5	250 (30,485)	18,281	71.7
	トラステイ小計	865 (112,974)	80,919	84.6	1,006 (133,315)	87,007	77.7
B C C	東京ベイコート倶楽部	292 (87,542)	14,072	20.3	292 (87,542)	17,440	26.5
ホテル計	5,204 (1,779,275)	570,051		5,373 (1,795,088)	535,062		

(注) 1 収容能力欄には、稼働可能室数を記載しております。収容能力欄の()内は延べ収容可能人数で、客室定員数に営業日数を乗じて算出しております。

2 室稼働率は利用室数を延べ稼働可能室数で除して算出しております。

3 「B C C」は、「ベイコート倶楽部」の略称であります。

4 「S V」は、「サンクチュアリ・ヴィラ」の略称であります。

5 ホテルトラステイ東京ベイサイドは平成20年4月5日に開業しております。

6 ホテルトラステイ神戸旧居留地は平成21年3月1日に開業しております。

7 エクシブ山中湖サンクチュアリ・ヴィラは平成21年3月29日に開業しております。

8 エクシブ淡路島は、当第1 四半期連結会計期間において2日間クローズしております。

(2) 契約実績

会員権事業のホテル会員権の契約実績は次の通りであります。

区分	前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)			
	期首繰延 残高 (百万円)	期中 契約高 (百万円)	期中 売上高 (百万円)	期末繰延 残高 (百万円)	期首繰延 残高 (百万円)	期中 契約高 (百万円)	期中 売上高 (百万円)	期末繰延 残高 (百万円)
登録料部分		2,970	2,970			2,092	2,092	
不動産部分	16,113	3,657	1,235	18,536	25,306	2,374	1,052	26,628
保証金部分		694				514		
その他			937				1,170	
計	16,113	7,323	5,143	18,536	25,306	4,980	4,314	26,628

(注) 1 「その他」は、会員権の解約合意金と営業貸付金利息収入等であります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

区分			前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
			数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
会員権 事業	ホテル 会員権	登録料売上	760口	2,970	691口	2,092
		不動産売上	302口	1,235	260口	1,052
	計		4,206		3,144	
	その他		937		1,170	
	小計		5,143		4,314	
ホテル レストラン 等事業	料飲売上		5,052		4,661	
	宿泊料売上		2,925		2,821	
	施設付帯売上		1,160		1,063	
	運営管理費収入		1,269		1,277	
	保証金償却収入		485		485	
	その他		1,085		902	
	小計		11,979		11,211	
ゴルフ 事業	登録料収入	198口	176	87口	47	
	ゴルフ場売上		1,591		1,835	
	年会費収入		72		95	
	保証金償却収入		48		52	
	その他		26		18	
	小計		1,915		2,048	
メディカル 事業	登録料収入	95枚	260	42枚	166	
	医療用機器等賃貸料		339		371	
	年会費収入		401		455	
	保証金償却収入		312		317	
	その他		136		154	
	小計		1,450		1,464	
その他 事業	賃貸料収入		44		42	
	その他		29		25	
	小計		73		67	
合計			20,562		19,107	

- (注) 1 数量欄に記載のないものについては、取扱品目が多岐にわたり記載が困難のため記載しておりません。
- 2 会員権事業のその他は、会員権の解約合意金と営業貸付金利息収入等であります。
- 3 ホテルレストラン等事業のその他は、ローズルーム名古屋・大阪(レストラン)2店舗の売上高、名義書換料、ワンダーネット事業の売上高、通販収入、旅行部門の売上高、清掃業売上高、会員制ホテルの交換利用における手数料収入、ヘアアクセサリ等の製造・販売及びトータルビューティー事業、テレマーケティング事業の売上高等であります。
- 4 ゴルフ事業のその他は、営業貸付金利息収入等であります。
- 5 メディカル事業のその他は、会員権の解約合意金、営業貸付金利息収入、ロイヤルティ収入等であります。
- 6 その他事業のその他は、営業貸付金利息収入、別荘管理料等であります。
- 7 上記の金額は、連結消去後の数値であります。
- 8 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

施設別販売実績

〔ホテルレストラン等事業〕

区分		前第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)				当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)			
		売上高(百万円)				売上高(百万円)			
		料飲売上	宿泊料売上	施設付帯 売上	小計	料飲売上	宿泊料売上	施設付帯 売上	小計
エクシブ	エクシブ京都 八瀬離宮	618	296	136	1,051	546	261	114	922
	エクシブ那須白河	227	52	39	319	219	58	43	321
	エクシブ浜名湖	411	158	90	660	360	144	76	581
	エクシブ初島クラブ	298	147	125	570	252	130	105	487
	エクシブ鳴門&SV&SV	273	169	83	525	226	157	69	453
	エクシブ蓼科	290	154	65	510	270	143	55	470
	エクシブ琵琶湖	481	148	95	725	421	134	82	637
	エクシブ山中湖&SV	289	131	85	505	354	189	110	654
	エクシブ淡路島	117	41	14	173	87	39	10	138
	エクシブ軽井沢&SV	271	125	59	455	238	121	56	415
	エクシブ白浜&アネックス	236	105	29	371	239	105	35	380
	エクシブ伊豆	137	71	27	236	132	69	23	225
	エクシブ鳥羽&アネックス	373	138	86	598	346	135	73	554
	エクシブ小計	4,026	1,739	938	6,704	3,696	1,691	856	6,244
サンメン バーズ	サンメンバーズリゾート	414	228	57	701	358	218	46	624
	サンメンバーズシティ	64	215	49	328	57	159	43	260
	サンメンバーズ小計	478	444	106	1,029	416	377	90	885
トラス ティ	トラスティ神戸旧居留地					26	66	4	96
	トラスティ東京ベイサイド	19	123	6	149	21	130	7	159
	トラスティ心齋橋	59	181	24	265	53	145	24	223
	トラスティ名古屋栄	15	132	12	160	15	106	13	135
	トラスティ名古屋	14	129	10	154	14	96	11	122
	トラスティ小計	109	566	54	729	131	545	59	737
BCC	東京ベイコート倶楽部	438	175	61	675	416	206	56	679
ホテル合計		5,052	2,925	1,160	9,139	4,661	2,821	1,063	8,546
運営管理費収入					1,269				1,277
保証金償却収入					485				485
その他収入					1,085				902
合計					11,979				11,211

(注) 1 その他収入は、ローズルーム名古屋・大阪(レストラン)2店舗の売上高、名義書換料、ワンダーネット事業の売上高、通販収入、旅行部門の売上高、清掃業売上高、会員制ホテルの交換利用における手数料収入、ヘアアクセサリー等の製造・販売及びトータルビューティー事業、テレマーケティング事業の売上高等であります。

- 2 「BCC」は「ベイコート倶楽部」の略称であります。
- 3 「SV」は「サンクチュアリ・ヴィラ」の略称であります。
- 4 ホテルトラスティ東京ベイサイドは平成20年4月5日に開業しております。
- 5 ホテルトラスティ神戸旧居留地は平成21年3月1日に開業しております。
- 6 エクシブ山中湖サンクチュアリ・ヴィラは平成21年3月29日に開業しております。
- 7 エクシブ淡路島は、当第1四半期連結会計期間において2日間クローズしております。
- 8 上記の金額は、連結消去後の数値であります。
- 9 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、(株)メイプルポイントゴルフクラブ、(株)オークモントゴルフクラブの2社を連結の範囲に含めたことにより契約が増加しております。

当該契約は以下の通りであります。

契約会社名	相手方の名称	契約の内容	契約期間
(株)メイプルポイントゴルフクラブ	ジャパクラシック(株)	メイプルポイントゴルフクラブの運営受託契約	自 平成18年9月1日 至 平成28年3月31日(注)1
(株)オークモントゴルフクラブ	ゴルフ場用地の地権者 奈良県青葉山組合	地上権設定契約、ゴルフ場 施設のため土地賃借	自 平成20年10月1日 至 平成40年9月30日(注)2

(注)1 期間満了以降1年毎に自動更新いたします。

(注)2 賃借期間満了時に20年間自動更新いたします。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	前年同期比
売上高	20,562百万円	19,107百万円	7.1%
営業損失()	997百万円	65百万円	- %
経常損失()	906百万円	160百万円	- %
四半期純損失()	1,827百万円	358百万円	- %

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、昨年秋以降の急速な景気悪化に一部回復の兆しはあるものの、依然として企業収益や設備投資の減少、雇用環境悪化、個人消費の冷え込みなど厳しい状況が続きました。

こうした中、当社グループの第1四半期連結会計期間の状況は、リーマンショック前であった前年同期との比較では、リゾートホテル会員権販売の減少、並びに、ホテル・ゴルフ場の稼働が減少したものの、昨年度より引き続き行っている販売費及び一般管理費の抜本的な見直しによる高効率化策が効果を現してきたことなどにより、売上高は19,107百万円(前年同期比7.1%減)、営業損失は65百万円(前年同期比932百万円の減少)、経常損失は160百万円(前年同期比745百万円の減少)、四半期純損失は358百万円(前年同期比1,468百万円の減少)と、減収増益となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(会員権事業)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	前年同期比
売上高	5,143百万円	4,314百万円	16.1%
営業損失()	847百万円	446百万円	- %

会員権事業におきましては、底打ち感はあるものの、リーマンショック前であった前年同期との比較では、不況による個人消費の低迷などの影響を受け、売上高は減少いたしました。一方で、広告宣伝費や人件費などの販売費用が減少したことにより、増益となりました。

(ホテルレストラン等事業)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	前年同期比
売上高	11,979百万円	11,211百万円	6.4%
営業利益又は 営業損失()	75百万円	269百万円	- %

ホテルレストラン等事業におきましては、既存ホテルにおける稼働減少などにより減収となったものの、人員配置の見直し等の経費削減や、前期に新規開業ホテルの準備費用が発生したのに対し、当期は発生しなかったことなどにより、減収増益となりました。

(ゴルフ事業)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	前年同期比
売上高	1,915百万円	2,048百万円	7.0%
営業利益又は 営業損失()	0百万円	60百万円	- %

ゴルフ事業におきましては、前期にゴルフ場の改修費用が発生したのに対し、当期は改修後のゴルフ場収益が貢献したこと、また、ゴルフ場運営を行っている(株)メイプルポイントゴルフクラブ、(株)オークモントゴルフクラブの2社を連結化したことなどにより、増収増益となりました。

(メディカル事業)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	前年同期比
売上高	1,450百万円	1,464百万円	1.0%
営業利益又は 営業損失()	50百万円	31百万円	- %

メディカル事業におきましては、会員増加に伴う年会費収入などが増加したことなどにより、増収増益となりました。

(その他事業)

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間	前年同期比
売上高	73百万円	67百万円	8.4%
営業利益又は 営業損失()	23百万円	19百万円	- %

その他事業におきましては、賃貸料収入の減少などにより減収となりましたが、人件費、修繕費などのコスト削減などにより減収増益となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は246,663百万円(前連結会計年度比3,579百万円の増加)となりました。これは、ゴルフ場運営会社の新規連結などによるコース勘定3,776百万円の増加などによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は189,317百万円(前連結会計年度比2,967百万円の減少)となりました。これは、借入金の減少などによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は57,345百万円(前連結会計年度比6,547百万円の増加)となりました。これは、ゴルフ場運営会社の新規連結などによる少数株主持分7,231百万円の増加などによるものであります。その結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は20.0%(前連結会計年度比0.6ポイント減)となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	前第1四半期 連結会計期間	当第1四半期 連結会計期間
営業活動によるキャッシュ・フロー	273百万円	1,365百万円
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,286百万円	1,039百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,271百万円	5,040百万円
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,356百万円	12,407百万円

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、12,407百万円(前年同期比3,949百万円の減少)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金は、1,365百万円の増加(前年同期比1,092百万円の増加)となりました。主な増加要因は、法人税等の支払額が減少したことなどによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金は、1,039百万円の減少(前年同期比6,326百万円の減少)となりました。主な減少要因は、コマーシャルペーパーや満期保有目的の債券など有価証券・投資有価証券の取得による支出が増加したことなどによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金は、5,040百万円の減少(前年同期比6,230百万円の増加)となりました。主な増加要因は、社債の発行による収入の増加や、前期は自己株式の取得による支出があったのに対し、当期はなかったことなどによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

買収防衛策について

株式会社の支配に関する基本方針

(a) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の会員制事業という事業の特殊性も鑑み、会員を中心とした顧客との長期的な信頼関係の構築、そして、取引先、従業員、地域コミュニティなどの当社グループに関わる全てのステークホルダーとの信頼関係を継続的に維持、伸張させていくためには、当社グループの強みである「営業力」、「企画開発力」及び「運営力」を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることも、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

(b) 基本方針実現のための取組み

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社グループの中核となる会員制リゾートホテル事業のビジネスモデルの強化を図る一方、当社グループの顧客基盤である、富裕層を中心とした会員組織に更なる付加価値サービスを提供、今後増加が見込まれるアクティブシニア層や団塊世代をターゲットとした商品ラインアップを充実させるこ

とにより、一層の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図ってまいります。

また、当社グループは、「ジョンズ ホプキンス メディソン インターナショナル」との提携により、同社の医療施設経営に関わる最高レベルのノウハウを導入することができ、従来のコンセプトとは異なる先進的なメディカルサービスを提供することが可能となりました。今後もこのような戦略的事業提携を積極的に行い、他社サービスとは一線を画した高付加価値で、オリジナリティ溢れるサービスの提供を行ってまいります。

新規事業分野につきましては、国内人口の高齢化や、消費者の健康志向の高まり、また、アンチエイジング（抗加齢）へのニーズなど、今後、市場の拡大が見込まれることから、他社との提携なども状況に応じて活用し、新たなビジネスモデルの構築に向け取り組んでまいります。

また、当社は、株主の皆様をはじめ顧客・会員、取引先、地域コミュニティ、従業員等すべてのステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題として位置付け、企業倫理と遵法を徹底するとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明性を確保することに努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上するための方策として、平成19年6月28日開催の第34回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」という）を導入いたしました。

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」という）が行われる場合には、一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的としております。

・本対応方針導入の必要性

大規模買付者においては、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」という）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表致します。さらに、取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切なものによって大規模買付行為がなされた場合の取組みとし

て、本対応方針を定めることとしました。

.独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び社外有識者の中から選任しております。

本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとし、独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

.大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」という）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らない

ことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用する法令等及び証券取引所規則に従って直ちに株主の皆様に対して開示します。

・大規模買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

当社取締役会は、対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対応措置の発動の停止または変更を行うことがあります。対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

・株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（対抗措置の発動対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者を除く）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることが想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及

び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

・本対応方針の適用開始と有効期限

対応方針は、平成19年6月28日開催の当社第34回定時株主総会における株主の皆様の承認を受け同日より発効いたしました。有効期限は同承認があった日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までです。

但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社の株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で本対応方針を廃止する旨の決議を行った場合には、当該決議の時点をもって本対応方針は廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、随時見直しを行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本対応方針の変更を行うこともあります。

(c) 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

会社支配に関する基本方針は、企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保証することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその価値及び利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・継続が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないことを

担保していると考えられます。

本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・継続を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、または対抗措置を発動する際には、外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループの会員制リゾートホテル・ゴルフ事業などの余暇関連産業やメディカル事業などの健康関連産業は、団塊世代の退職に伴う「アクティブシニア層」の増加や「ワークライフバランス」への意識の高まり、国民の健康意識の向上を受け、中長期的な拡大傾向が続くものと考えられます。

しかしながら、短期的には世界的な不況と景気の不透明な状況が続いており、高速道路料金の値下などの景気高揚策による需要喚起も見込まれるものの、依然としてレジャー消費の手控えや法人の経費削減、訪日外国人の減少などによる需給バランスの悪化も想定され、リゾートホテル会員権についても一部顧客層における買い控え傾向が続くことも懸念されます。

当社グループでは、このような状況に留意しながら、既存事業の徹底強化により安定的な収益基盤を構築し、顧客ターゲットの拡大を行い、新規事業ビジネスモデルの構築を図ることで最上のホスピタリティを提供する「エクセレント・ホスピタリティ・グループ」となることを目指してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、(株)オークモントゴルフクラブを連結の範囲に含めたことにより、設備が増加しております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(単位：百万円)							従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	コース 勘定	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
(株)オークモント ゴルフクラブ	オークモントゴルフ クラブ (奈良県山辺郡山添 村)	ゴルフ事業	ゴルフ場	761	22	3,775	1 (2.4) [613.6]	19	712	5,293	20 [80]

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含めておりません。
 2 土地の一部を賃借しております。賃借料は年額28百万円であり、土地の面積は [] で外書きしております。
 3 従業員数の [] は臨時従業員数であります。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成21年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	51,705,748	51,705,748	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。
計	51,705,748	51,705,748	-	-

(注)提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	1,920個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	276,480株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権につき 2,209円 (注)1、2
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日～平成26年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,209円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は認められない。 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員または当社子会社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要する。 上記にかかわらず、新株予約権者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

- 2 平成19年2月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成19年4月1日付けをもって普通株式1株を1.2株に分割したことにより発行価格は2,209円に調整されております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数	6,829個 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	983,376株 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権につき 2,098円 (注)1、2
新株予約権の行使期間	平成17年11月1日～平成22年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,098円 資本組入額 1,049円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は認められない。 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員または当社関係会社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要する。 上記にかかわらず、新株予約権者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、また「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

- 2 平成19年2月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成19年4月1日付けをもって普通株式1株を1.2株に分割したことにより発行価格は2,098円に調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年 6月26日 取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成21年 6月30日)
新株予約権の数	10,000個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,000,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,026円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成21年11月1日～平成26年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,026円 資本組入額 513円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 2 新株予約権割当日後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、他の種類株式の普通株主への無償配当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他の場合であって行使価額の調整が必要であると当社が判断する場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使は、以下の各条件に服する。

各新株予約権の一部行使は認められない。したがって、新株予約権は1個またはその整数倍毎に行使するものとする。

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役・執行役員・従業員または関係会社の取締役・従業員としての地位にあることを要する。

上記にかかわらず、新株予約権者が、行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。

(注) 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、当社は組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の対象者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交

付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記第1条第2項に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日		51,705		14,258		13,906

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,534,700	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,850,100	458,501	-
単元未満株式	普通株式 320,948	-	-
発行済株式総数	51,705,748	-	-
総株主の議決権	-	458,501	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ2,600株(議決権26個)及び64株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式95株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) リゾートトラスト株式会社	名古屋市中区東桜二 丁目18番31号	5,534,700	-	5,534,700	10.70
計	-	5,534,700	-	5,534,700	10.70

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	980	1,024	1,041
最低(円)	891	899	906

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて役員の様動はありませ
ん。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	3	15,606	3	18,267
受取手形及び売掛金		4,262		5,668
営業貸付金		27,597		27,136
有価証券		5,502		10,001
商品		383		365
販売用不動産		22,754		23,352
原材料及び貯蔵品		760		775
仕掛販売用不動産		25,131		24,949
繰延税金資産		2,918		2,707
その他		7,340		6,377
貸倒引当金		942		892
流動資産合計		111,316		118,708
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)	1, 3	50,340	1, 3	49,969
機械装置及び運搬具(純額)	1	3,947	1	4,167
コース勘定	3	12,332		8,555
土地	3	24,766	3	24,105
建設仮勘定		4,674		4,572
その他(純額)	1	5,686	1	5,839
有形固定資産合計		101,747		97,210
無形固定資産				
のれん		395		407
ソフトウェア		981		989
その他		2,481		2,147
無形固定資産合計		3,858		3,544
投資その他の資産				
投資有価証券	3	8,708	3	6,036
関係会社株式		3,295	3	7,233
長期貸付金		5,432		5,254
繰延税金資産		351		558
その他	3	15,755	3	7,215
貸倒引当金		3,631		2,508
投資損失引当金		170		170
投資その他の資産合計		29,740		23,619
固定資産合計		135,346		124,374
資産合計		246,663		243,083

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	645	714
短期借入金	23,396	27,996
1年内返済予定の長期借入金	6,676	6,895
1年内償還予定の社債	1,448	1,098
未払法人税等	219	857
未払消費税等	507	226
前受金	19,427	18,076
前受収益	6,785	4,919
その他	9,551	10,117
流動負債合計	68,658	70,902
固定負債		
社債	5,552	3,402
長期借入金	8,598	8,868
繰延税金負債	1,466	1,465
再評価に係る繰延税金負債	33	33
退職給付引当金	504	430
役員退職慰労引当金	1,499	1,514
長期預り保証金	99,841	102,533
負ののれん	23	26
その他	3,140	3,107
固定負債合計	120,658	121,382
負債合計	189,317	192,285
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,258	14,258
資本剰余金	13,906	13,906
利益剰余金	29,986	31,038
自己株式	9,082	9,082
株主資本合計	49,068	50,120
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	218	144
土地再評価差額金	46	46
評価・換算差額等合計	265	97
新株予約権	5	-
少数株主持分	8,006	775
純資産合計	57,345	50,798
負債純資産合計	246,663	243,083

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	20,562	19,107
売上原価	3,923	3,612
売上総利益	16,638	15,494
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	6,484	5,844
役員退職慰労引当金繰入額	13	42
修繕維持費	833	420
貸倒引当金繰入額	75	191
水道光熱費	923	846
減価償却費	1,334	1,229
その他	7,972	6,985
販売費及び一般管理費合計	17,636	15,560
営業損失()	997	65
営業外収益		
受取利息	77	71
受取配当金	40	0
割賦利息及び手数料	6	3
持分法による投資利益	8	2
負ののれん償却額	3	3
受取保険金	45	-
その他	47	39
営業外収益合計	229	120
営業外費用		
支払利息及び社債利息	59	81
株式交付費	0	-
前受金保証料	11	24
控除対象外消費税等	43	47
その他	22	62
営業外費用合計	138	215
経常損失()	906	160
特別利益		
固定資産売却益	2	0
関係会社株式売却益	30	1
貸倒引当金戻入額	8	-
特別利益合計	41	1

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
特別損失		
固定資産除却損	11	20
固定資産売却損	0	0
投資有価証券評価損	18	-
関係会社株式売却損	1	1
貸倒引当金繰入額	150	170
寄付金	45	45
その他	0	17
特別損失合計	229	255
税金等調整前四半期純損失()	1,094	414
法人税、住民税及び事業税	227	184
法人税等調整額	501	249
法人税等合計	728	64
少数株主利益	4	9
四半期純損失()	1,827	358

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	1,094	414
減価償却費	1,489	1,451
のれん及び負ののれん償却額	3	9
貸倒引当金の増減額(は減少)	176	361
退職給付引当金の増減額(は減少)	42	101
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	13	15
受取利息及び受取配当金	118	71
支払利息及び社債利息	59	81
投資有価証券評価損益(は益)	18	-
売上債権の増減額(は増加)	1,027	983
たな卸資産の増減額(は増加)	365	430
仕入債務の増減額(は減少)	91	68
未払金の増減額(は減少)	931	923
前受金の増減額(は減少)	1,734	1,346
長期預り保証金の増減額(は減少)	2,357	3,061
未払消費税等の増減額(は減少)	300	284
その他	2,492	1,713
小計	3,122	2,208
利息及び配当金の受取額	118	56
利息の支払額	57	68
法人税等の支払額	2,909	831
営業活動によるキャッシュ・フロー	273	1,365
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4,213	3,213
定期預金の払戻による収入	4,220	2,720
有価証券の取得による支出	-	7,497
有価証券の売却及び償還による収入	7,000	10,500
投資有価証券の取得による支出	0	2,061
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,110	-
関係会社株式の取得による支出	337	7
関係会社株式の売却による収入	-	19
有形及び無形固定資産の取得による支出	2,411	1,265
貸付けによる支出	368	230
貸付金の回収による収入	269	20
その他	18	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,286	1,039

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	3,183	4,600
長期借入金の返済による支出	1,554	2,139
社債の発行による収入	-	2,462
社債の償還による支出	1,506	-
株式の発行による収入	82	-
自己株式の取得による支出	2,802	0
配当金の支払額	1,239	692
少数株主への配当金の支払額	0	0
その他	1,068	70
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,271	5,040
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	5,708	4,713
現金及び現金同等物の期首残高	22,065	17,060
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	59
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1 16,356	* 1 12,407

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1)連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号 平成20年5月13日）を適用し、持分法適用関連会社でありました、(株)オークモントゴルフクラブ及び(株)メイプルポイントゴルフクラブを連結子会社といたしました。 (2)変更後の連結子会社の数 15社
2 持分法の適用に関する事項の変更	(1)持分法適用関連会社の変更 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号 平成20年5月13日）を適用し、持分法適用関連会社でありました、(株)オークモントゴルフクラブ及び(株)メイプルポイントゴルフクラブを連結子会社といたしました。 (2)変更後の持分法適用関連会社の数 3社
3 会計処理基準に関する事項の変更	当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号 平成20年5月13日）を適用しております。 これにより、営業利益は31百万円、経常利益は17百万円それぞれ増加しております。また税金等調整前四半期純利益に対する影響額はありません。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結貸借対照表)	前第1四半期連結会計期間において投資その他の資産の「投資有価証券」に含めて表示しておりました「関係会社株式」については、当第1四半期連結会計期間より区分掲記することといたしました。 なお、前第1四半期連結会計期間の「関係会社株式」は、8,432百万円であります。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第1四半期連結累計期間まで投資活動によるキャッシュ・フローの「投資有価証券の売却及び償還による収入」に含めて表示しておりました「関係会社株式の売却による収入」については、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することといたしました。 なお、前第1四半期連結累計期間の「関係会社株式の売却による収入」は、110百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 64,058百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 60,871百万円
2 保証債務	2 保証債務
会員等の金融機関とのローンに対する保証	会員等の金融機関とのローンに対する保証
エクシブ会員 39百万円	エクシブ会員 43百万円
ゴルフ会員 127百万円	ゴルフ会員 151百万円
計 166百万円	計 194百万円
連結子会社以外の会社のリース契約等に対する保証	連結子会社以外の会社のリース契約等に対する保証
その他 1百万円	その他 2百万円
計 1百万円	計 2百万円
3 担保資産	3 担保資産
担保に供されている資産について、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものの金額は次のとおりであります。	
現金及び預金 5,600百万円	現金及び預金 5,600百万円
建物及び構築物 16,336百万円	建物及び構築物 15,758百万円
コース勘定 3,775百万円	土地 8,279百万円
土地 8,914百万円	投資有価証券 1,162百万円
投資有価証券 4,381百万円	関係会社株式 4,212百万円
投資その他の資産のその他 3,850百万円	投資その他の資産のその他 2,850百万円
計 42,857百万円	計 37,864百万円
このほか連結子会社株式4,212百万円を担保に差し入れており、また仕掛販売用不動産2,138百万円、建設仮勘定364百万円が担保予約となっております。	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金 20,066百万円	現金及び預金 15,606百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保預金 7,709百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び担保預金 6,699百万円
有価証券勘定に計上されている譲渡性預金 4,000百万円	有価証券勘定に計上されている譲渡性預金 3,500百万円
現金及び現金同等物 16,356百万円	現金及び現金同等物 12,407百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類 (株)	前連結会計年度末	増加	減少	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	51,705,748	-	-	51,705,748

2 自己株式に関する事項

株式の種類 (株)	前連結会計年度末	増加	減少	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式	5,534,795	381	-	5,535,176

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次の通りであります。

単元未満株式の買取による増加 381株

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 5百万円

ストック・オプションとしての新株予約権のうち当第1四半期連結会計期間末現在において
権利行使期間の初日が到来しているものはありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	692	15	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の
効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	会員権事業 (百万円)	ホテルレスト ラン等事業 (百万円)	ゴルフ事業 (百万円)	メディカル 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対す る売上高	5,143	11,979	1,915	1,450	73	20,562	-	20,562
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	8	352	11	2	134	510	(510)	-
計	5,152	12,332	1,927	1,452	208	21,072	(510)	20,562
営業損失()	847	75	0	50	23	997	-	997

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主要な事業内容

- 会員権事業 ホテル会員権の販売及びホテル会員権購入者を対象とした金銭の貸与
 ホテルレストラン等事業 ホテル・レストラン等の運営、ホテルの清掃、会員サービス(ワンダーネ
 ット事業の売上高、継続料収入、名義変更料、旅行部門の売上高、通販売
 上、会員制ホテルの交換利用における手数料収入)、損害保険代理業、ヘ
 アアクセサリー等の製造・販売及びトータルビューティー事業、テレマー
 ケティング事業
 ゴルフ事業 ゴルフ場の建設及び経営、ゴルフ会員権の販売及びゴルフ会員権購入者を
 対象とした金銭の貸与
 メディカル事業 メディカル会員権の販売、その管理及びメディカル会員権購入者を対象と
 した金銭の貸与、医療施設経営のコンサルティング事業、医療設備賃貸業
 その他事業 不動産の賃貸、別荘管理等

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	会員権事業 (百万円)	ホテルレスト ラン等事業 (百万円)	ゴルフ事業 (百万円)	メディカル 事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対す る売上高	4,314	11,211	2,048	1,464	67	19,107	-	19,107
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1	443	22	0	134	602	(602)	-
計	4,315	11,655	2,071	1,465	202	19,710	(602)	19,107
営業利益又は 営業損失()	446	269	60	31	19	65	-	65

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分の主要な事業内容

- 会員権事業 ホテル会員権の販売及びホテル会員権購入者を対象とした金銭の貸与
 ホテルレストラン等事業 ホテル・レストラン等の運営、ホテルの清掃、会員サービス(ワンダーネ
 ット事業の売上高、継続料収入、名義変更料、旅行部門の売上高、通販売
 上、会員制ホテルの交換利用における手数料収入)、損害保険代理業、ヘ
 アアクセサリー等の製造・販売及びトータルビューティー事業、テレマー
 ケティング事業
 ゴルフ事業 ゴルフ場の建設及び経営、ゴルフ会員権の販売及びゴルフ会員権購入者を
 対象とした金銭の貸与
 メディカル事業 メディカル会員権の販売、その管理及びメディカル会員権購入者を対象と
 した金銭の貸与、医療施設経営のコンサルティング事業、医療設備賃貸業
 その他事業 不動産の賃貸、別荘管理等

3 会計処理方法の変更

(連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結累計期間より「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号 平成20年5月13日)を適用しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、売上高がゴルフ事業で317百万円増加、営業利益がホテルレストラン等事業で16百万円、ゴルフ事業で12百万円、メディカル事業で1百万円、その他事業で1百万円それぞれ増加しております。

また、ゴルフ事業における資産が前連結会計年度末に比べ増加しております。

その概要は、次のとおりであります。

㈱オークモントゴルフクラブ	5,427百万円
㈱メイプルポイントゴルフクラブ	7,917百万円

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)における本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、その記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)における本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、その記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)における海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)における海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、その記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費

役員報酬 4百万円

給料及び賞与 0百万円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

提出会社

決議年月日	平成21年6月26日	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員 7名 当社一部従業員 342名 子会社取締役 3名 子会社一部従業員 8名	
株式の種類別ストック・オプションの付与数(注)1	普通株式 650,000株	普通株式 350,000株
付与日	平成21年6月27日	
権利確定条件	該当事項無し	
対象勤務期間	該当事項無し	
権利行使期間	平成21年11月1日～ 平成26年6月25日	平成23年6月27日～ 平成26年6月25日
権利行使価格(円)	1,026	
付与日における公正な評価単価(円)	241	253

(注)1 株式数に換算して記載しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,068円51銭	1株当たり純資産額 1,083円43銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	57,345	50,798
普通株式に係る純資産額(百万円)	49,333	50,022
差額の主な内訳		
新株予約権(百万円)	5	-
少数株主持分(百万円)	8,006	775
普通株式の発行済株式数(千株)	51,705	51,705
普通株式の自己株式数(千株)	5,535	5,534
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	46,170	46,170

2 1株当たり四半期純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失 37円46銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。	1株当たり四半期純損失 7円77銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の 四半期純損失() (百万円)	1,827	358
普通株式に係る 四半期純損失() (百万円)	1,827	358
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式の期中平均株式数(千株)	48,780	46,170
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	新株予約権方式の ストックオプション 取締役会決議日 平成21年6月26日 (新株予約権10,000個、 1,000,000株) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況, 1.株式等の状況, (2)新株予約権等の状況」に記載 の通りであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月12日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 泰 行 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久 野 誠 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 幹 太 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリゾートトラスト株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リゾートトラスト株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

リゾートトラスト株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 茂 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡野 英生 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 久野 誠一 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリゾートトラスト株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、リゾートトラスト株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。